

# 営繕業務委託契約書（案）

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典（以下「甲」という。）と、  
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和7年度関東森林  
管理局の営繕業務に関する専門技術指導の業務委託（以下「業務委託」という。）に  
ついて、次の条項により委託契約を締結する。

## 契 約 条 項

（委託する業務内容）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、甲の指示に基づき乙の有する専  
門知識及び技術をもって誠実にこれを履行するものとする。また、当該契約を  
変更したときも同様とする。

(1) 業務内容

別紙1「令和7年度関東森林管理局の営繕業務に関する専門技術指導の委  
託仕様書」のとおり。

(2) 委託業務の実施方法

乙は、前記内容の指導を行うに当たっては、甲又は甲の指定する職員の指  
示書（別紙2）に従って主として関東森林管理局、又は甲の指定する場所にお  
いて行うものとする。また、必要に応じ関係機関、及び建築現場等にも出向く  
ものとする。

この場合における交通費については、旅費法等に基づき算出した金額を、  
甲の負担において乙に別途支払うものとする。

(3) 予定委託料 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

1時間当たり 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

(4) 履行期間

自 令和 年 月 日

至 令和8年3月13日

(5) 委託予定時間

170時間

ただし、1回当たりの指導時間は、第1条(2)の指示書により1時間単位  
で指示する。

(6) 必要に応じ、関係機関及び建築現場等へ出向いた場合における指導時間の  
計算は、別途行う旅行依頼の出発点から帰局までとし、この場合における一日  
あたりの時間は8時間を上限とする。

(契約保証金)

第2条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3項に規定により免除する。

(権利義務の譲渡制限)

第3条 乙は、この契約に属する権利又は義務を、甲の承諾を得ないで第三者に譲渡することができない。

(技術指導者の届出)

第4条 乙は、本契約締結後7日以内に配置する技術指導者を甲に届け出るものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、1ヶ月毎に委託業務の成果を記載した「委託業務実施報告書」(別紙3)を甲に提出するものとする。

(検査)

第6条 甲は、前条に規定する「委託業務実施報告書」の提出を受けたときは、遅滞なく検査し、当該委託業務が契約書の内容に適合すると認めた場合は、その旨を乙に通知するものとする。

(委託料の決定及び支払)

第7条 甲は、前条により検査に合格した「委託業務実施報告書」の従事時間に第1条(3)において定める単価を乗じて得た額について、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(情報の保持)

第8条 乙は、この契約に属する知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(委託事業の変更)

第9条 甲の事情により委託契約の必要がなくなった場合、及び天変地異その他やむを得ない事情により委託契約の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ、契約を解除し、又は契約の一部を変更するものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、第5条、第6条及び第7条の規定に準じて清算するものとする。

3 甲の事情により予定委託料、委託予定時間、又はその両方を変更する場合は、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更した場合は、既に支払った委託料の全部、又は一部の返還を乙に請求することができるものとする。

(違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し違約金として予定委託料の 100 分 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条に規定により、この契約が解除された場合
- (2) 乙がこの業務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の業務が履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が、この契約に違反した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償、ないし補償することを要しないものとする。

(契約外事項)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第 13 条 この契約について紛争が生じた場合は、甲乙双方が決定した第三者の調停により解決を図るものとする。

(特約事項)

別紙 4 のとおり。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） （住 所）群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号  
支出負担行為担当官  
（氏 名）関東森林管理局長 松村 孝典

受注者（乙） （住 所）  
  
（氏 名）